

平成30年4月20日

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの設置について

1 目的

刑法一部改正法附則9条に基づいて同法施行後3年を目途として実施する性犯罪に関する総合的な施策検討に資するよう、省内の関係局等の連携を図りつつ、性犯罪の実態に関する各種調査・研究を着実に実施することを目的とする。

2 構成員等

座長 政策立案総括審議官

副座長 法務総合研究所総務企画部長

構成員 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

刑事局刑事課長

刑事局刑事法制管理官

矯正局成人矯正課長

保護局観察課長

法務総合研究所研究部長

3 活動内容

- (1) 各種調査・研究の有機的連携及び進捗管理
- (2) 性犯罪の実態把握のためのヒアリング等の実施
- (3) 関係府省との連携、情報共有